



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、廃棄物の野外焼却、いわゆる「野焼き」は一部の例外規定を除き禁止されています。(裏面参照)

また、一定の基準を満たしていない焼却炉についても使用が禁止されています。裏面の構造を満たしていない焼却炉は使用できませんので注意してください。

野外焼却を行った者は、5年以下の懲役、1000万円以下の罰金が科せられます。(法第25条)

■ なぜ、野焼きは禁止されているの？

野焼きを行うと、煙が目にしみる、洗濯物に臭いが移るなど苦情の原因となります。

また、焼却温度が200～300℃にしかならないため、燃やすものによっては、ダイオキシンなどの有害物質が発生する原因になり、生活環境の悪化につながります。

さらに、火災の原因となることもあります。

■ 落ち葉や枯れ葉の処理は？

燃えるごみとして、春日市の指定袋に入れて出してください。

せん定枝葉を出す場合は、「緑のリサイクル」で出しましょう。

詳しくは裏面を確認ください。

◆ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 抜粋

(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

◆ 野焼き禁止の例外規定

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(例：河川敷の草焼き、道路側の草焼き)
 - 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却 (例：火災予防訓練)
 - 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例：正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事)
 - 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却
 - たき火その他日常生活を営む上で行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの (例：落ち葉焚き、焚き火 等)
- ※上記例外規定に該当する場合でも、生活環境上支障を与えるなど苦情の原因となる場合は指導の対象となります。

◆ ごみ焼却炉の構造基準

- ごみを焼却室で 800℃以上の状態で燃やすことができるもの
- 外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入できること
- 焼却室の温度を測定できる装置(温度計)があること
- 高温で燃焼できるように助燃装置があること
- 焼却に必要な量の空気の通風が行われているものであること

◆ 緑のリサイクル

○出せるもの

一般家庭の庭木をせん定したときに出る枝(長さ 90cm 以内、直径 15cm 以内)と葉

※ 草、竹、根株、枯れ木などは対象外です。ほかにも木の性質などによりリサイクルできないものは対象外となります。

○出し方

① 担当の収集業者(粗大ごみと同じ業者)に電話予約します。

次に、公民館や緑のリサイクル指定袋等販売協力店で、指定袋(3枚 330円)または指定バンド(3本 330円)を購入し、必要事項を記入の上指定された日時、場所に出してください。

② 自己搬入(10kgにつき 110円)もできます。詳しくは

リサイクル受付センター TEL 592-2502 にお問い合わせください。